

第2次枕崎市男女共同参画プラン 実施状況報告書

(平成25年度事業実績)

枕 崎 市

目 次

男女共同参画プラン 進行管理	1
男女共同参画行政の推進体制及び役割	2
男女共同参画プラン プランの体系	3
男女共同参画プラン 施策の評価	
重点的に取り組むこと	
1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実	4
2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透	6
3 男女共同参画の推進を担う人材の育成	8
4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し	9
5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	10
6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	13
7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備	15
8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	18
9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	19
10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に 向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり	20
11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	21

参 考

平成25年度実績及び平成26年度実施計画

(プランに基づき実施した個別事業を整理したもの)

第2次枕崎市男女共同参画プラン 進行管理

1 進行管理について

第2次枕崎市男女共同参画プランは、平成14年度に策定した「枕崎市男女共同参画プラン」に基づく取組の成果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた、本市の取り組むべき総合的施策の基本方針を示したものです。

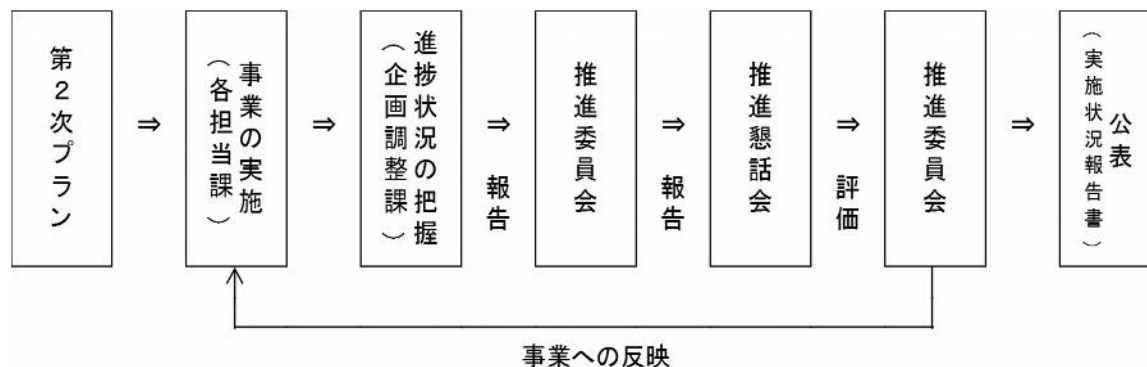
このプランの計画期間は、平成24年度から33年度までの10年間で、プランを実効あるものとして総合的に推進していくために、各施策について、具体的な事業を実施計画として策定しています。

また、実施計画については、毎年度実施状況について評価し、次年度以降の各担当課等の事業実施に反映させるとともに、報告書を作成し公表します。

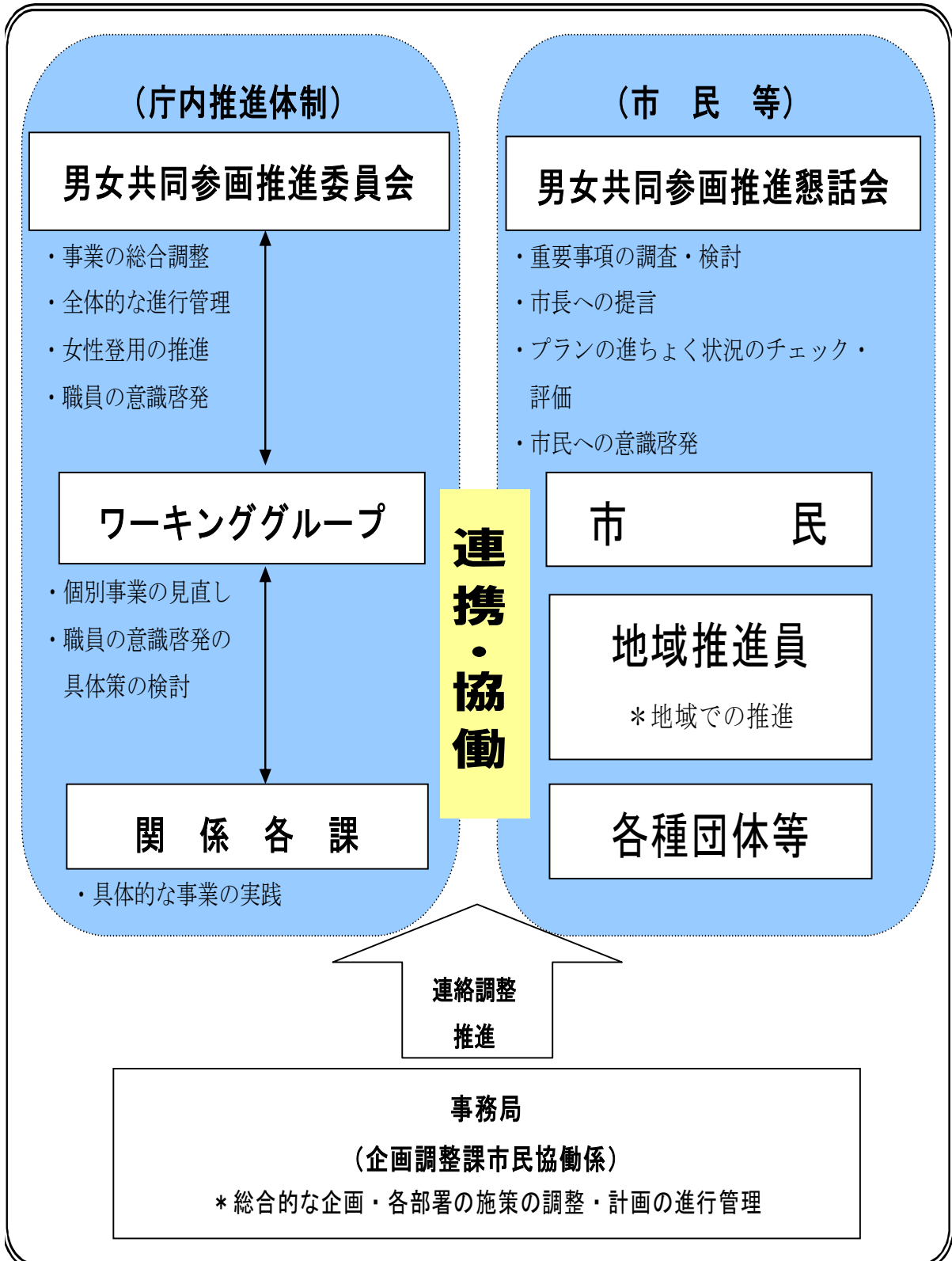
2 評価の方法

区分	対象	評価者	摘要
内部評価	第2次男女共同参画プランに掲げる事業(49事業)	事業実施担当課 事業の達成度・成果や課題等の自己評価を実施	達成度をA～Dの4段階で評価。 A:十分に成果が上がっている B:一定の成果が見られるが、検討すべき課題がある C:成果が上がっておらず、検討を要する D:未実施 25年度実績から成果や課題を抽出。
外部評価		男女共同参画推進懇話会 毎年度継続的に評価を実施し、市民の立場から意見を提出	【外部評価の視点】 1 実施事業と課題の整合性 2 事業環境の充分性 3 男女共同参画の視点への配慮 4 進捗度(達成度) 上記の視点1～4に則って、以下を基準に評価を行う。 ・十分に達成されている ・成果は見られるが、改善の必要がある ・成果が見られず、再考・再検討が必要

3 進行管理の流れ



枕崎市における 男女共同参画行政の推進体制図及び役割



プランの体系

基本理念 男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の「男女共同参画社会」の実現

基本目標

- ◎ 男女共同参画社会についての理解の浸透
- ◎ 男女の人権の尊重を基盤に多様な生き方を支える環境づくり
- ◎ 男女共同参画の視点に立った地域づくりに関わる推進体制の整備

重点的に取り組むこと

- 1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実
- 2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透
- 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成
- 4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し
- 5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
- 6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援
- 7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- 9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり
- 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

協働ですすめる
男女共同参画社会づくり

「協働ですすめる男女共同参画社会づくり」とは

- * 市民、団体、事業所等と行政がそれぞれの役割を果たしつつ、共に力を合わせて男女共同参画社会づくりに取り組むことです。

施策の評価

重点的に取り組むこと 1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実

1 取組概要 担当課:企画調整課, 福祉課, 学校教育課, 生涯学習課

【事業No.1:男女共同参画に関する研修会の実施】

・自分づくり講座を計3回開催した。講座内容及び参加者等については以下のとおり。また、アンケート結果では、第1回、第3回については参加者全員が大変良かった、良かったと回答。第2回については9割の方が大変良かった、良かったと回答。

第1回 6/10(月)「第1回つぶやきワークショップ」参加者9名(うち男性2名)

第2回 6/21(金)「第2回つぶやきワークショップ」参加者16名(うち男性3名)

第3回 10/25(金)「中国の文化と家庭料理を学ぼう」参加者18名(うち男性8名)

・厚生労働省の委託事業を活用し女性就業支援センターから講師を招き、ワーク・ライフ・バランスをテーマに男女共同参画研修会を開催した。市民及び市職員あわせて42名の参加があり、約9割の方が良かった、大変良かったと回答。

・まくらざきハーモニーネットワーク委員会との共催で、ハーモニーフェスティバルを開催した。内閣府のアドバイザー派遣事業を活用し大阪府立大学研究員の山地久美子氏を講師に招き、「防災・災害復興」をテーマに講演会を実施した。200名を超える参加があり、アンケート結果では8割を超える方が大変良かった、良かったと回答。

【事業No.2:高齢者ボランティアの育成】

・老人クラブ総会や平成25年度第1回目の民生委員定例会などの機会を通じて呼びかけを行い、ボランティア登録者を募った。独居高齢者の見守り、相談を実施している在宅福祉アドバイザーが179名で、うち65歳以上が80名である。

・高齢者等訪問活動ボランティアに平成25年度新たに4名(うち65歳以上1名)の登録があった。

【事業No.3:教育現場における社会福祉教育の充実】

・全小中学校において年間指導計画に基づき、校内外及び福祉施設の清掃活動に取り組んだ。また、社会福祉協議会が募集するボランティア活動にも自主的に参加した。

・子どもにわかりやすい社会福祉についての学習を実施するため、小学校では特に6年生の2学期から3学期の社会科学習で、中学校では公民の分野で福祉について学習した。

・男女共同参画の視点に立った職場体験学習等の充実を図るため、小学校では総合的な学習の時間で将来の夢や様々な職業について学習し、また、中学校では職場体験学習を行った。

2 成果や課題

・ハーモニーフェスティバルでは、「防災・災害復興」をテーマに講演会を実施した。防災関係者や災害時困難な状況に置かれることの多い女性・高齢者等多数の参加があり、防災・災害復興における男女共同参画の必要性に対する意識向上を図ることができた。(企画調整課)

・一人暮らし高齢者などの見守り・相談を実施しているボランティアはいるが、各分野別のボランティア活動までは至っていない状況である。(福祉課)

・全小中学校で、朝の活動の時間等を活用し、積極的にボランティアに取り組んだ。また、市立図書館のボランティア、福祉施設のボランティアに加え市民運動会等のボランティアに参加する生徒も増えており、とても意欲的である。(学校教育課)

・小中学校の社会科の学習で、税金が公共施設の建設や福祉などの充実のためにも役立てられていることを児童生徒が理解でき、充実した学習ができた。(学校教育課)

・様々な職業について学習をしたり、職場体験で鯉節工場や水産加工組合等で実際に働き、苦労や仕事への熱意を職場の方々から学んだりすることで、児童生徒に勤労感を育成することができた。(学校教育課)

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No.)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. 1, 2, 3)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No.)
(意見)		
・自分づくり講座では9割の参加者が講座内容に満足している一方で、1割の参加者が課題があると考えている。今後はその部分にも意識を向け考慮してほしい。		
・ボランティア登録者の活動の場を提供できるよう、市はボランティア登録者とボランティアを必要とする高齢者の調整役としての役割を果たしてほしい。		
・職場体験学習等の報告の中に「男女共同参画の視点に立った」とあるが、具体的な内容が見えてこないの で、より具体的な成果を示してほしい。		

施策の評価

重点的に取り組むこと 2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透

1 取組概要 担当課:総務課, 企画調整課, 福祉課, 学校教育課

【事業No.4:人権の尊重に関する情報提供と意識の浸透】

- ・広報紙・ポスター等による人権の尊重に関する啓発活動や, 啓発物品を配布するなどの街頭キャンペーンを実施した。
- ・市民・市職員を対象とした研修会を開催した。
- ・市民会館において人権相談を6回開設した。

【事業No.5:性の尊重に関する情報提供と意識の浸透】

- ・事業No.4のとおり

【事業No.6:学校における男女共同参画社会に関する教育の推進】

- ・全小中学校で人権教育の年間指導計画等に基づき, 県教委が作成した「なくそう差別, 築こう明るい社会」を教職員の研修に活用し, 資質の向上に努めた。
- ・「仲間づくり」のパンフレット等を授業や人権集会で活用し, 児童生徒の意識の向上に努めた。
- ・全小中学校で人権週間(12/4~10)や月間(8月)を中心に, 啓発ポスターや標語作文に取り組み意欲の向上に努めた。

【事業No.7:幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入】

- ・幼少期における人権教育が推進されるよう, お知らせ版(H25.11月)にチラシを掲載し, また, 市ホームページ上で各保育園の保育方針を紹介した。

2 成果や課題

- ・平成25年度予定事業については全て実施し啓発がなされた。今後も継続して行っていく必要がある。(総務課)
- ・県教委が作成した「なくそう差別, 築こう明るい社会」を活用した研修を各学校で確実に行うことができているが, 職員の資質向上のため, 第3次取りまとめの読み合わせ等も呼びかけていきたい。(学校教育課)
- ・各学校でパンフレットを活用した授業や人権集会等の充実はなされている。今後, 12月の人権週間を活用し, DVD視聴に合わせ各校区の人権擁護委員の講話なども各学校で設定させ, 児童生徒の人権への意識を高める。(学校教育課)
- ・児童生徒の人権意識を高めるためにも, 人権ポスター・作文への取組は必要であり今後も継続していきたい。ただ, 今後は人権擁護委員と募集期間などについて連絡を密にし, さらに充実させたい。(学校教育課)
- ・保育園や幼稚園に対し, 男女共同参画の視点を持った視聴覚教材等の情報提供を行い, 幼少期における人権教育の推進を図る必要がある。(企画調整課)

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 6)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. 4, 7)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No. 5)
(意見)		
<p>・市民への男女共同参画概念の浸透が見えてこないため、研修会への参加をさらに働きかけていく必要がある。また研修会の実績については、参加者数の内訳等詳しく報告してほしい。各小・中学校においては、不必要な男女の区別は差別につながるため、改善してほしい。</p> <p>・事業No.5については、第2次男女共同参画プランの中で事業No.4とは別の事業項目として掲げられているため、別事業として取り組むべきである。</p> <p>・幼少期における人権教育は、非常に重要なため早急に取組を行ってほしい。</p>		

施策の評価

重点的に取り組むこと 3 男女共同参画の推進を担う人材の育成

1 取組概要 担当課:企画調整課,生涯学習課

【事業No.8:人権問題に対する指導者養成の研修】

・県人権同和対策課研修専門員 鎌田豊作氏を講師に招き、「誰もが幸せに生きるために」と題して、市職員及び地区公民館主事等を対象に人権問題啓発研修会を開催した。参加者の目標を70名とし広報活動を積極的に行った結果72名の参加があった。

【事業No.9:外国人に対するボランティアの育成】

・ボランティア登録制度により、登録者のリストを各課で整備している。また、平成25年度は市ホームページのほか広報紙でも外国語ボランティアなど各ボランティアの登録制度を紹介し登録者を募った。

【事業No.10:女性リーダーの養成】

・市主催の事業はもとより、県が実施する「男女共同参画基礎講座」、「男女共同参画週間事業」等の情報提供を行い参加を促した。

・まくらざきハーモニーネットワーク委員会や市内の各種団体・個人等の情報を収集し、人材情報の問い合わせ等に対し適切に提供を行った。

・指導資格取得者の活用を図るため、公民館講座及び自主学習グループ活動等を通じて人材育成及び人材情報の把握に努めた。

2 成果や課題

・人権問題啓発研修会の参加者からは、大変有意義な研修会だったという意見を多数いただいた。平成26年度は、人権週間前に実施する。(生涯学習課)

・広報紙でボランティア登録制度の紹介をした結果、新たな登録者が4名(高齢者等訪問活動)あった。今後も定期的に市民への周知を図り、ボランティア活動への参加を促していきたい。(企画調整課)

・まくらざきハーモニーネットワーク委員会をはじめとする各種団体の会員の高齢化が進んでいる。今後は若い世代の研修会等への参加の働きかけを工夫するとともに、市主催事業については日程等に配慮し、あらゆる世代が参加できる環境を整え人材の育成を図っていく必要がある。(企画調整課)

・自主学習グループへの積極的な支援のほか、特技・指導ボランティアの募集など新たな人材の掘り起こしを行ったが、高齢化による活動の低下や指導者不足がより顕著になっている。(生涯学習課)

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 8, 9)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. 10)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No.)

(意見)

・人権問題に対する指導者養成の研修の対象者は、市職員、市公民館、家庭教育学級となっているが、特に家庭教育学級生などの市民に対しての呼びかけを積極的に行い参加を促してほしい。

・女性リーダーの養成という事業項目の中の公民館講座や自主学習グループ活動は、きっかけづくりという点では良いが、その中で女性リーダーは育っているのか。

施策の評価

重点的に取り組むこと 4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し

1 取組概要 担当課:企画調整課, 水産商工課, 生涯学習課

【事業No.11:男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発】

・市主催の事業はもとより, 県が実施する女性リーダー育成や男女共同参画関連の研修会等の情報提供を行い, 参加の促進を図った。

【事業No.12:職場における差別的慣行・制度についての改善するための啓発】

・厚生労働省や労働局が作成したリーフレット等を, 市民ホールや担当課のある水産センターに常備した。

2 成果や課題

・市が主催する講座等については, より効果的なものとなるよう地域の実情に沿った内容を検討していく必要がある。(企画調整課)

・制度や慣行についての意識啓発を図るため, 男女共同参画の視点を持った視聴覚教材等をリスト化し活用を促していく。(企画調整課)

・平成25年度においては市の広報紙等による広報を実施しなかった。平成26年度においては, 厚生労働省や労働局が作成した職場における慣行等の改善に対する啓発のためのリーフレット等を活用し広報紙等に掲載する。(水産商工課)

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No.)
	成果は見られるが, 改善の必要があるもの	(事業No.)
価	成果が見られず, 再考・再検討が必要であるもの	(事業No. 11, 12)
(意見)		
<p>・事業No.11についての生涯学習課の取組は平成25年度の計画は立てたが実績がなく, また, 平成26年度は計画すらなく見通しが見えない。</p> <p>・成果や課題に「視聴覚教材のリスト化」とあるが, 市のホームページ上だけでなく, 各団体や小・中学校, 幼稚園・保育園へも個別に情報提供し活用を促してほしい。また, 視聴覚教材等については, 利用状況の把握をしていただきたい。</p> <p>・成果や課題に「広報紙等での広報を実施していない」とあるが, 実施しなかった(できなかった)理由を実績報告の中に盛り込んでほしい。また, 今後も啓発のため広報に努めていただきたい。</p> <p>・「男女共同参画の視点に立った慣行の見直し」は男女共同参画プランの中でも重要な部分である。施策担当課(企画調整課, 水産商工課, 生涯学習課)は重点的に取り組み, 進めていただきたい。</p>		

施策の評価

重点的に取り組むこと 5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

1 取組概要 担当課:総務課, 企画調整課, 福祉課, 学校教育課, 保健体育課

【事業No.13: 配偶者に対するあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進】

・平成25年度の配偶者等からの暴力による新規の保護事案はなく, 前年度から継続の入所措置は1件であった。

【事業No.14: 配偶者からの暴力に対する支援・問題に関する相談体制の整備】

・DV相談件数は15件, うち電話相談が3件, 面接相談が9件, その他3件であり, 電子メールでの相談は0件であった。市ホームページ>くらしの情報>福祉>児童福祉>家庭児童相談室ページ内で配偶者暴力等の相談先を情報提供し, また, 問合せ先として福祉課社会係のメールアドレスを掲載している。

・最も身近な相談の窓口である民生委員への相談については, 必要に応じて行政につないでもらい, 適切な対応を行った。

【事業No.15: セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた研修の実施・意識啓発】

・庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの苦情, 相談等は0件であった。

・各学校では, 教職員の服務指導に関する年間指導計画に基づき計画的に研修を行い, 特に問題は見られなかった。(学校においても教頭等がセクシュアル・ハラスメントの窓口となって相談できる体制を整えている)

・男女共同参画研修会において, 妊娠出産を理由とした解雇(マタニティ・ハラスメント)等不利益を被る女性が多い現状を知り, ワーク・ライフ・バランスが実現した社会の重要性に対する意識啓発を図った。

【事業No.16: 青少年の性の尊重】

・性に関する指導の全体計画及び年間指導計画は, 全小中学校で作成され, 計画に基づいて特別活動等で指導されている。指導形態については, ほとんど男女共習で実施している。職員研修の実施はやや不十分であった。

・学校保健会での研修, 児童生徒の生活指導部や関係機関との連携を図りながら, 全学校において職員研修の充実に努めた。

【事業No.17: 多様な機会をとらえた広報・啓発の推進】

・「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12~25)の取組として, DVの概要及び相談先を掲載したチラシをお知らせ版に綴込み市民の意識啓発を図った。

・あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた取り組みとして, 市ホームページの「市政・サービス>男女共同参画」ページにおいてDV防止法について紹介し広報・啓発を図った。

【事業No.18: 問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進】

・事業No.17のとおり

【事業No.19: 広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施】

- ・事業No.17のとおり

【事業No.20: 啓発用リーフレットの活用】

- ・事業No.17のとおり

【事業No.21: 講演会や研修会等の開催による啓発の実施】

- ・講演会については平成25年度は開催がなかった。

【事業No.22: 県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供】

- ・市主催の事業はもとより、県が実施する「男女共同参画基礎講座」、「男女共同参画週間事業」等の情報提供を行い参加を促した。

【事業No.23: 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)を中心とした広報啓発】

- ・市役所玄関ホールにパープルリボンツリーを設置するとともに、公共施設をはじめ、スーパーや医療機関等にパープルリボンと相談先カードをセットにして配布し、トイレやレジ横等の手に取りやすい場所への設置や職員のリボン装着を依頼した。

【事業No.24: デートDV防止に関する教育・啓発の推進】

- ・平成25年度は実施事業なし

2 成果や課題

・職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止については、今後とも基本方針に基づいて対応していく。(総務課)

・今後もサービスの年間指導計画に基づき、職員朝会、職員会議、職員研修等で継続的に指導していくとともに、セクシュアル・ハラスメント等の未然防止のために、窓口を生かして職員の悩み等を受け止められるように各学校へも指導していきたい。(学校教育課)

・性に関する指導の全体計画、年間計画は全校で作成されており、すべての学校で計画に従い、特別活動等で指導されている。(保健体育課)

・身体の発育・発達の時期や程度には個人差があることが指導されており、身体の機能の成熟とともに異性への関心が高まったりすることから異性への尊重が必要であることが指導されている。(保健体育課)

・職員研修がやや不十分であったが、担任と養護教諭のTT※による授業を推進していく。(保健体育課)

・養護教諭研修会や学校保健会による研究大会等での研修を活かし、児童生徒の安全確保に努めてきた。各学校の生活指導部や関係機関との連携が必要である。(保健体育課)

・平成24年度同様パープルリボンツリーを設置し、「女性に対する暴力をなくす運動」の存在を多くの市民に印象付けることができた。(企画調整課)

- ・新たな取組として、市職員や公共施設、医療機関等にパープルリボンを配布し装着してもらうことで、暴力防止について改めて考えてもらう機会となり、意識啓発を図ることができた。(企画調整課)
- ・県の事業等を活用したDV研修会を開催し、市職員及び市民のDVに対する正しい理解を広める必要がある。また、学校関係者の参加が得られるよう、開催時期の検討を行う。(企画調整課)

※ TT(チームティーチング)

複数の教師が協力して授業を行う指導法。

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No.17, 18, 19, 22, 23)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No.13, 14, 15, 16, 20)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No.21, 24)
(意見)		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業No.13, 14について、実績と成果や課題の部分が同じ内容の記載になっているので、担当課は工夫して記載していただきたい。また、民生委員が窓口となり行政へつないだ相談件数を、守秘義務に触れない範囲で実績として報告してほしい。 ・事業No.16の事業内容の中で「性の商品化等の有害な環境から青少年を守る取組」とあるが、職員研修だけでは不十分ではないか。各学校の教員や保護者が有害図書の点検・巡回等を実施したり、講演会の開催により実態をつかむことも大切である。 ・暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報や啓発は今後も継続して行ってほしい。 ・DVに対する意識啓発を行った結果、どの程度市民に周知が図られたか知るうえでも、相談件数の推移を報告していただきたい。 ・リーフレット等を市内企業に配布する際には、企業がどのように活用したかを確認し把握していく必要がある。 ・市のホームページに講演会等の情報を掲載した時には、アクセス数の把握まで行っていただきたい。 ・デートDVに関する国・県等からの啓発用ポスター等の配布がなくても、市独自の取組をするべきである。市独自でできることはないか考えていただきたい。 		

施策の評価

重点的に取り組むこと 6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

1 取組概要 担当課:健康課,水産商工課,保健体育課

【事業No.25:介護休暇制度の推進】

・介護休暇が取得しやすい環境をつくるため,厚生労働省や労働局が作成したリーフレット等を,市民ホールや担当課のある水産センターに常備した。

【事業No.26:母子保健サービスの充実】

・母子保健サービスの充実を図るため,定例の育児相談や随時電話での相談を実施した。また,ふれあい子育てサロンを年12回開催し,延べ448名の参加があった。

・運動,精神,情緒面の発達について経過観察となった幼児とその保護者を対象に,毎月1回2歳児親子教室を開催し,16組延べ58名の親子が参加した。

・すべての乳児のいる家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」を実施した。訪問実績は136件であった。

【事業No.27:健康づくりの推進】

・各種健康診査,検診の拡充と受診体制の充実を図るため複合健診を15日間実施し,同日に歯周疾患検診を5歳刻みの節目の方に実施した。

・特定保健指導対象者(集団)223名中181名に対して個別指導を実施した。

・生活習慣病の予防を推進するため,平成24年度に引続きダイエットコンテストを実施した。団体(3人1組)42チーム126名,個人54名,計42チーム180名の参加があった。また,へるすあっぷ体操教室を24回(延べ1,004名),脳卒中ハイリスクの方に対する栄養・運動等の教室,講演を4回(延べ32名)実施した。

・食生活の改善を推進するため,特定健診受診者に対して,ヘルシーランチ試食会を8回(143名)開催した。また,男性料理教室を43回(272名)実施した。

【事業No.28:生涯スポーツの充実】

・塩浜テニスコートの人工芝張替,総合グラウンドのバックネット新設取付工事等を実施し,施設整備の充実を図った。各種スポーツ教室は,児童生徒の健康・体力づくりのための充実したものとなり,教室や大会等を通じて,生涯スポーツの推進を図った。

2 成果や課題

・平成25年度においては,市の広報紙等による広報を実施していない。平成26年度においては,厚生労働省や労働局が作成した介護休暇制度推進のためのリーフレット等を活用し広報紙等に掲載する。(水産商工課)

・ふれあい子育てサロンでは,日本赤十字社から講師を招き,幼児安全法の講話や実践を行うことができた。(健康課)

・2歳児親子教室では,7組の親子において発達相談や児童発達支援事業所の利用につながった。(健康課)

- ・平成24年度までは脱漏検診で特定保健指導対象となった方の一部に対し指導の機会がなかったが、平成25年度はグループ支援を行った。(健康課)
- ・ダイエットコンテストでは男性の参加者が26.3%で、また、最終計測まで行った参加者の割合が71.7%であった。これらの割合を引き上げることが今後の課題である。(健康課)
- ・ヘルシーランチ試食会は参加しやすいよう、土曜日と日曜日にも開催するなどの配慮を行った。(健康課)
- ・平成25年度の相撲教室は、延べ284名の参加者のうち37名が女子の参加であった。また、黒潮すもう大会では、初めて団体戦の女子の部を設けたところ2校が出場した。今後は参加者の増加が図れるかが課題である。カッター教室については、696名の参加があった。海上での競技なので天候に左右されるのが課題である。(保健体育課)

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No.26, 27, 28)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No.25)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No.)
(意見)		
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等による介護休暇制度に関する広報を実施していないということであるが、できなかった理由についても報告していただきたい。 ・健診がどの程度充実したものになったのか、複合健診の受診率など具体的な内容を報告してほしい。 ・生涯スポーツの充実については、グランドゴルフやきばらん海スポーツクラブなど積極的に取り組んでおり、施策担当課の自己評価はBであるが、十分な成果が出ている。 		

施策の評価

重点的に取り組むこと 7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備

1 取組概要 担当課:健康課,福祉課,生涯学習課

【事業No.29:男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援】

・男女のための生活総合講座として、社会教育学級を実施した。24団体が年間195回実施し、延べ6,532名が参加した。

【事業No.30:子育て環境の整備】

・市内全保育園において、延長保育事業を実施し、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要への対応を図った。また、一時保育を市内全保育園で実施し、障害児保育事業については市内2園で実施した。病児・病後児保育事業については市内1園で実施して、延べ546名の利用があった。

・放課後児童クラブ(学童保育)は、立神、妙見、別府保育園に新たにまくらざき保育園を加えた4園で実施した。また、他の3園でも低学年受入事業を行った。

・国が定めた保育料徴収基準額に対し、市独自の基準額を定めて保育料の軽減を行った。また、多子世帯の経済的負担を軽減するため、県補助事業を活用し、第3子以降の子どもの保育料の軽減を図った。

・母子保健推進員、食生活改善推進員に対して定期的な研修会を実施し、母子保健の通知書配布と受診勧奨を行った。また、乳児健診時に離乳食を提供し、各種健康診査、相談事業の充実を図った。

・子育て中の父親から育児の体験談を集め、「子育て応援まくらざき」に掲載した。

【事業No.31:子育て支援サービスの充実】

・地域が協働して子育てを支援できるよう、地域子育て支援センター事業を枕崎市子育て支援センター(立神保育園)において実施した。また、新規事業として子育て援助活動支援事業を枕崎市子育てサポートセンター(NPO法人自然花)において実施した。

・子育て支援センターの依頼により、健康教育、育児相談を実施した。また、各保育園・幼稚園と情報交換を実施した。

・子育て中の人の孤立化や不安を解消するため枕崎市子育て支援センター及び各保育園において、育児に関する相談を行った。また、市健康センターにおいて、母子健康手帳交付(128名)・乳幼児健診育児相談(575名)・家庭訪問(186名)時に育児等に関する相談を実施した。

・11月の児童虐待防止推進月間にはポスター・チラシを保育園をはじめ関係機関に配布するとともに、お知らせ版にもチラシを綴込み、周知を図った。また、児童相談所へつながる全国共通ダイヤルカードの配布も行い周知を図った。

・乳幼児健診時、身長・体重測定や医師の診察時に虐待によるあざ等の有無の確認を行ったが、虐待が疑われる事例はなかった。

・市内各施設での子ども向けの行事を集約し、3ヶ月に1回体験活動カレンダーを作成し配布した。また、学校を通じて児童生徒及び家庭に対し体験活動の情報提供を行い、体験活動カレンダーは、市のホームページからダウンロードできるようにした。

【事業No.32:高齢者への生きがいづくりの支援】

- ・3単位老人クラブや3校区老人クラブ連合会が、各地区や校区で昔の暮らし体験学習など世代間交流を図り、参加者は子供282名、高齢者122名の合計404名であった。
- ・運営費補助7,100千円を実施し、短期的就業の場を提供するシルバー人材センターの充実を図った。平成25年度末会員数274名。
- ・各校区の高齢者学級合同研修会を2回開催し、延べ266名が参加した。

【事業No.33:介護保険サービスの充実】

- ・介護保険の情報提供を図るため、広報紙及びホームページ、また窓口でのパンフレットの配布などを通じてPR活動を行った。
- ・地域密着型施設整備補助金で特別養護老人ホームを20床整備し、平成25年8月開設した。また、認知症グループホームのスプリンクラーの整備を行った。

2 成果や課題

- ・社会教育学級では、年間10回程度実施する団体がある一方で、10回に満たない団体もあった。(生涯学習課)
- ・乳幼児健診受診率は約97～99%であった。(健康課)
- ・新規事業の子育て援助活動支援事業については、平成25年度末で会員数が100名を超えたが、利用数が増えていない状況にあるので、利用拡大のため広報紙等で周知を図っていく必要がある。(福祉課)
- ・育児相談や保育園・幼稚園との情報交換の実施により、発達の遅れや偏りのある児の早期発見及び支援の充実に成果があった。(健康課)
- ・母子健康手帳交付、乳幼児健診、家庭訪問などの対象者全てに対して、育児等に関する相談を実施することができた。(健康課)
- ・まくらざきっ子育てプランを、夏季休業前の時期に全保護者に配布し理解と協力を求めた。特に子どもたちの体験活動の必要性については、保護者を含め大人の側に理解を求める方策が必要である。(生涯学習課)
- ・老人クラブ数及び会員数の減少が課題である。(福祉課)
- ・高齢者学級と老人クラブの合同学習会を実施したが、男性の参加が少ないので参加を促していきたい。(生涯学習課)
- ・他県で認知症グループホームの火災が発生したため、厚生労働省としてもグループホームのスプリンクラー整備には力を入れており、平成25年度本市にあるグループホームの全てでスプリンクラー整備を行うことができた。(福祉課)

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

<p>評 価</p>	<p>十分に達成されているもの (事業No.29, 30, 31, 32, 33) 成果は見られるが、改善の必要があるもの (事業No.) 成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの (事業No.)</p>
<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育学級は、高齢者学級・家庭教育学級・女性学級などそれぞれ対象が異なるので、ねらいも異なるが、講演会や実技研修を通して資質の向上を図っていただきたい。特に人権や差別に関する内容が少ないという声があるので、その分野にも目を向けていただきたい。 ・事業No.30(福祉課担当分)については、実績と成果や課題の部分が同じ内容の記載となっているが、来年度の計画につなげるためにも、成果や課題をしっかりと示してほしい。 ・希望者全員が学童保育の利用ができるよう、職員配置等の受け入れ態勢を整えてほしい。 ・虐待を早期発見するためには、乳幼児健診時の計測や診察の時の確認だけでなく、幼稚園・保育園等の日常での確認も重要であるので、しっかり行ってほしい。 ・乳幼児健診受診率は約97%～99%ということだが、100%ではない部分に課題がある可能性がある。受診していない乳幼児へのフォローをしっかりと行っていただきたい。 ・高齢者数は増えていくのに、老人クラブの会員数が減少しているのは課題である。 ・介護保険の仕組みがわからない人が多いと思うので、介護保険制度について学習する機会を提供してほしい。 ・今後も、介護保険サービスの充実を図っていただきたい。 	

施策の評価

重点的に取り組むこと 8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

1 取組概要 担当課:農政課,水産商工課,農業委員会

【事業No.34:男女の均等な機会と待遇を確保する就労環境の整備】

・男女雇用機会均等法の周知を図るため、厚生労働省や労働局が作成したリーフレット等を市民ホールや担当課のある水産センターに常備した。

【事業No.35:育児休業制度の推進】

・育児休業制度の推進のため、厚生労働省や労働局が作成したリーフレット等を、市民ホールや担当課のある水産センターに常備した。

【事業No.36:農林水産・商工業・自営業における男女共同参画の視点に立った環境整備】

・男女の就労条件の改善の取り組みとして、農業関連の申請に来庁する女性農業者に対し家族経営協定の趣旨を説明し締結をすすめた。新規締結は2組であった。

・桜馬場地区農産物生産出荷協議会において、農産物の生産技術・経営能力の向上を目指し実施した研修会に27名の参加があり、うち女性会員の参加が15名であった。

2 成果や課題

・平成25年度においては市の広報紙等による広報を実施していない。平成26年度においては、厚生労働省や労働局が作成した男女雇用機会均等法や育児休業制度に関するリーフレット等を活用し広報紙等に掲載する。(水産商工課)

・家族経営協定書作成の協力を行うことができた。(農業委員会)

・女性会員が先進地研修に参加することにより、農作物の見栄えの良い包装方法や陳列棚の並べ方など、女性の感性を活かした消費者目線での出荷・販売に結び付けることができた。(農政課)

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 36)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No. 34, 35)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No.)
(意見)		
<p>・事業No.34について、広報紙による広報をしなかったということだが、その理由も記載してほしい。また、リーフレットの配布先・配布枚数等についても記載してほしい。</p> <p>・事業No.34の事業内容にもあるが、今後は事業主・雇用者等を対象とした研修会の実施に向けて努力し、将来的には実施できるようにしていただきたい。</p> <p>・育児休業制度の制度自体は充実してきているが、活用されていないのが現状である。制度の活用を図るため、制度内容だけではなく、育児休業中の経済的支援(育児休業給付は非課税, 社会保険料等の免除)等についても周知が必要である。</p>		

施策の評価

重点的に取り組むこと 9 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

1 取組概要 担当課:総務課, 企画調整課

【事業No.37:各種審議会への女性委員の積極的登用】

- ・行政改革推進委員会の新たな委員委嘱を行い, 委員10名中女性委員2名を委嘱した。
- ・特別職報酬等審議会の新たな委員委嘱を行い, 委員10名中女性委員2名を委嘱した。

【事業No.38:女性の提言機会の提供】

- ・市長と語る女性の集い等については, 平成25年度は開催がなかった。

2 成果や課題

- ・平成26年2月14日に行政改革推進委員会を開催し, 女性委員からも積極的な意見・提言をいただいた。(総務課)
- ・平成26年2月14日特別職報酬等審議会を開催し, 女性委員からも積極的な意見・要望をいただいた。(総務課)
- ・女性の意見を市政に反映させる場を設けるため, 語る会の実施に向けて, 関係課と連携を取りながら市内企業や各種団体等への開催の呼びかけを行う。(企画調整課)

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No.)
	成果は見られるが, 改善の必要があるもの	(事業No. 37)
価	成果が見られず, 再考・再検討が必要であるもの	(事業No. 38)
(意見)		
・目標としている, 女性委員の登用比率30%に向けて, 特に力を入れて推進していただきたい。また, 女性委員の登用のためには, 審議会や協議会の設置要綱等の見直しの検討なども必要になってくるのではないかと。		
・審議会や協議会の委員は充て職でいいのか, 審議(協議)事項に詳しい方が委員になるべきではないかと。		
・発言が行いやすい環境を整えるためにも, 審議会・協議会中1名ではなく複数名の女性の登用に向けて努力してほしい。		
・事業No.38については, 開催できなかった理由についても実績欄に記載していただきたい。また, 開催の要望がない場合には, 行政から働きかけていく必要がある。		

施策の評価

重点的に取り組むこと 10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり

1 取組概要 担当課:総務課, 企画調整課, 生涯学習課

【事業No.39:生涯学習における住民自治意識の啓発】

・生涯学習におけるあらゆる機会をとらえ関係団体との会合等において、地域活動における男女共同参画の重要性や地域活動への若年層の参加の意識啓発に努めた。

【事業No.40:地域活動における住民自治意識の啓発】

・事業No.39のとおり

【事業No.41:女性の視点から見る防災・災害復興に関する教育の推進】

・平成25年度より防災会議の委員に女性を任命した。(13名中1名)

・平成25年8月、防災・災害復興担当課において市地域防災計画の修正を行う際、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(H25.5月 内閣府)」で示された女性の参画や男女双方の視点の配慮に関する記述を盛り込むよう依頼した。また、市防災訓練時にまくらざきハーモニーネットワーク委員会と自治公民館の参加者とで炊き出し訓練を行った。

2 成果や課題

・関係団体に女性や若年層が少ないので、女性及び若年層の登用を依頼していく。(生涯学習課)

・市地域防災計画に男女共同参画の視点に立った内容が盛り込まれたこと、また、市防災訓練においてまくらざきハーモニーネットワーク委員会の代表が打合せに参加し、女性の立場からの発言を行ったことは成果であった。(企画調整課)

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 41)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No.)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No. 39, 40)

(意見)

・自治公民館長などに女性役員の登用が少ないのは周知の事実なので、女性が積極的に参画できるよう集落婦人会への呼びかけや連携など、取組を工夫する必要があるのではないかと。また、行政によるさらなる啓発が必要である。

・若年層の参画をすすめるためには、育成会や地域PTAも含めた働きかけや啓発が必要である。

・防災会議のメンバーに女性が任命(13名中1名)されたのは、大きな成果である。今後、女性が複数名になるよう努力してほしい。

施策の評価

重点的に取り組むこと 11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

1 取組概要 担当課:企画調整課, 財政課, 福祉課, 農政課, 選挙管理委員会, 文化課

【事業No.42: 国・県・近隣自治体・関係機関との連携】

・男女共同参画研修会やまくらざきハーモニーフェスティバルの開催を近隣市町村や県等に案内した。

【事業No.43: 男女共同参画推進懇話会の機能発揮】

・男女共同参画推進懇話会を2回開催し, 第2次男女共同参画プランの取組概要や成果・課題等を審議し意見の取りまとめを行った。また, 自主的な勉強会を3回開催した。

【事業No.44: 男女共同参画推進委員会の機能発揮】

・男女共同参画研修会は, 市職員研修の一環として職員にも多くの参加を呼びかけ, 28名(男性12名, 女性16名)の参加があった。

【事業No.45: 男女共同参画推進担当課の機能発揮】

・第2次男女共同参画プランの平成24年度実績を, 取組概要及び成果・課題としてまとめ男女共同参画推進懇話会へ報告を行った。報告に対する委員への意見聴取を行い「平成24年度実施状況報告書」としてまとめ公表した。

【事業No.46: 県地域推進員との連携】

・県地域推進員に対して, 男女共同参画推進懇話会の勉強会開催の案内や市が主催する関連事業への参加を依頼した。

【事業No.47: 「男女共同参画プラン」の進行管理】

・事業No.45のとおり

【事業No.48: 情報収集提供】

・まくらざきハーモニーフェスティバルの来場者に対し, 内閣府男女共同参画局発行「ひとりひとりが幸せな社会のために～男女共同参画社会の実現を目指して～25年版」を配布し, 男女共同参画の概要等の情報提供を行った。

【事業No.49: 施策策定等に当たっての配慮】

・全ての施策において事業を実施していく中で, 男女共同参画推進担当課として男女共同参画の視点に配慮して企画立案するよう努め, また, 関係課にも必要に応じて啓発を行った。

・予算編成等において, 男女共同参画の視点に配慮するよう努めた。

・次世代育成支援対策・障害福祉・老人福祉・介護保険等の事業計画の策定委員及び民生委員推薦委員会の審議会委員への女性登用を推進して, 男女共同参画の視点に配慮するよう努めた。

・人・農地プランの検討委員会委員7名に女性委員2名を入れ, 女性登用の推進を図った。

- ・平成24年度に図書館協議会委員6名中、2名から3名に女性委員の増を図り、平成25年度も引き続き登用している。また、南浜館運営協議会では委員7名中3名の女性委員を委嘱した。
- ・参議院議員通常選挙投票率向上のため、明るい選挙推進協議会委員による啓発物資の配布を行った。参加委員12名中4名が女性委員であった。
- ・枕崎市長選挙における明るい選挙推進のため、明るい選挙推進協議会委員による選挙事務所訪問を行った。参加委員11名中3名が女性委員であった。

2 成果や課題

- ・国のアドバイザー派遣事業の活用により研修会等に取り組み、近隣市の参加を得ることで協力体制を強化することができた。(企画調整課)
- ・第2次男女共同参画プランの取組概要及び成果・課題等に対する市民の立場からの意見聴取を行い、平成24年度実施状況報告書に男女共同参画推進懇話会からの意見として記載し、また、出された意見を提言書にまとめ市長に提出した。(企画調整課)
- ・ワーク・ライフ・バランスをテーマに開催した男女共同参画研修会に、多くの男性職員の参加があったのは成果であった。(企画調整課)
- ・市が主催する講座等に県地域推進員の積極的な参加があり、発言等を行うことで他の参加者への意識啓発につながった。(企画調整課)
- ・今後の取組として、市主催の講座や研修会については、ホームページ等で報告を行い広く市民に周知していくことも重要である。(企画調整課)
- ・所管外の施策においても、男女共同参画の視点に配慮した取組となるよう男女共同参画推進担当課としての役割を果たしていく。(企画調整課)
- ・人・農地プランの検討委員会7名に女性委員2名を入れることで、プラン作成時の地図の表示の仕方に積極的な提言があり、女性の感性を活かすことができた。(農政課)
- ・所管する協議会において女性委員を増やしたことで、女性の立場からの様々な見解、意見が活かされ、それぞれの運営に反映された。(文化課)
- ・明るい選挙推進協議会の女性委員も参加し、市民に選挙啓発を行うことができたが投票率の向上に結びつかなかった。投票率の向上のために若者や女性への啓発が重要である。(選挙管理委員会)

3 男女共同参画推進懇話会の評価・意見

評	十分に達成されているもの	(事業No. 42～49)
	成果は見られるが、改善の必要があるもの	(事業No.)
価	成果が見られず、再考・再検討が必要であるもの	(事業No.)
(意見)		
<ul style="list-style-type: none"> ・県地域推進員に対し、男女共同参画推進懇話会の勉強会への参加を呼びかけてほしい。 ・図書館協議会・南浜館運営協議会では女性委員を増やしたことで「女性の立場からの様々な見解や意見が活かされた」とあるが、具体的にどのように活かされたのか報告していただきたい。 ・市立病院は平成25年度実績が「該当事業なし」となっているが、医療の分野においても男女共同参画の視点に配慮する必要があると考えるので、今後事業に取り組む上で工夫していただきたい。 		

第2次枕崎市男女共同参画プラン
平成25年度実績及び平成26年度実施計画
(プランに基づき実施した個別事業を整理したもの)

第2次男女共同参画プラン
平成25年度実績及び平成26年度実施計画 調査票

【事業一覧】

番	実施事業	事業内容	25年度計画	25年度実績	25年度成果や課題	25年度達成率	26年度計画	施策推進担当課
重点的に取り組むこと1 男女共同参画社会についての多様な学習機会の充実								
1	男女共同参画に関する研修会の実施	男女共同参画社会について正しく理解するための研修会や講座を実施する。	「自分づくり講座」、「男女共同参画研修会」、「ハーモニーフェスティバル」等を開催し、男女共同参画社会について推進していく。	<p>(1) 「自分づくり講座」 (全3回) 男女があらゆる場へ積極的に参画できるよう、参加者自身の発展・開発を目指す。</p> <p>【第1回】 「第1回つづきワークショップ」 日時：平成25年6月10日(月) 13:00～15:00 場所：自然花 講師：中央大学法学部 広岡守徳 教授 参加者数：9名 アンケート結果：大変良かった100%</p> <p>【第2回】 「第2回つづきワークショップ」 日時：平成25年6月21日(金) 15:00～17:00 場所：市民会館 講師：中央大学法学部 広岡守徳 教授 参加者数：16名 アンケート結果：大変良かった60%、良かった30%</p> <p>【第3回】 「中国の文化と家庭料理を学ぼう」 日時：平成25年10月25日(金) 10:30～14:00 場所：城山センター 講師：県国際交流員 路 海静 氏 参加者数：18名 アンケート結果：大変良かった62%、良かった38%</p> <p>(2) 「男女共同参画研修会」 日時：平成25年11月6日(水) 13:30～15:00 会場：市民会館 演題：「家庭と仕事～ワーク・ライフ・バランスについて考える」 講師：女性就業支援センター 菅原幸子 氏 参加者数：42名(市民14名、職員28名) アンケート結果：大変よかった13%、よかった76%</p> <p>(3) 「まくらざきハーモニーフェスティバル」 本市における男女共同参画社会の実現に向けて、市民の理解と意識啓発を目的とする。 演題「防災・災害復興における男女共同参画の必要性について」 講師：大阪府立大学研究員 山地久美子 氏 日時：平成26年2月8日(土) 13:00～15:00 会場：南薩地場産業振興センター 3階ホール 参加者数：約200名 アンケート結果：大変よかった50%、よかった37%</p>	ハーモニーフェスティバルでは、「防災・災害復興」をテーマに講演会を実施した。防災関係者や災害時困難な状況に置かれることの多い女性・高齢者等多数の参加があり、防災・災害復興における男女共同参画の必要性に対する意識向上を図ることができた。	A	「自分づくり講座」、「男女共同参画研修会」、「ハーモニーフェスティバル」を開催し男女共同参画社会の推進を図る。中でも「自分づくり講座」は、さらに効果的な学習となるよう、参加者のライフステージや世代、性別、環境等に合わせた内容の講座等を開催する。	企画調整課
			計画なし。	なし			計画なし	生涯学習課
2	高齢者ボランティアの育成	高齢者を対象に各分野別のボランティア活動に関する学習機会を提供する。	老人クラブの会合等、多くの機会を通じて呼びかけて登録者を募っていく。	老人クラブの会合等(H25.5老人クラブ総会や年度当初の民生委員定例会など)、多くの機会を通じて呼びかけてきた。ボランティア活動としては、一人暮らし高齢者などの見守り・相談を実施している在宅福祉アドバイザーが179人いるが、その中で65歳以上の登録者が平成25年度は80人いる。また、平成25年度に高齢者等訪問活動ボランティアに4人が登録し、その中で65歳以上の者が1人いる。	一人暮らし高齢者などの見守り・相談を実施しているボランティアはいるが、各分野別のボランティア活動までは至っていない。	B	老人クラブの会合等、多くの機会を通じて呼びかけて登録者を募っていく。	福祉課
3	教育現場における社会福祉教育の充実	ボランティア体験学習を更に推進する。	24年度同様、新学習指導要領に基づき、ボランティア体験学習に係る内容や読書ボランティア、福祉ボランティア等を積極的に推進する。	全小中学校で、年間指導計画に基づき、校内外の清掃活動や福祉施設清掃活動などに取り組んだ。(9校) また、社会福祉協議会が募集するボランティア活動にも自主的に参加した。	全小中学校で、朝の活動の時間等を活用し、積極的にボランティア活動に取り組んだ。市の図書館のボランティア、福祉施設のボランティアに加え、市民運動会等のボランティアに参加する生徒も増えており、とても意欲的である。	A	25年度同様、学習指導要領に基づき、ボランティア体験学習に係る内容や読書ボランティア、福祉ボランティア等を積極的に推進する。	学校教育課
		子どもにわかりやすい社会福祉についての学習を実施する。	社会科の授業を中心に計画的に学習する。	小学校では、特に6年の2学期から3学期の社会科学習で福祉について学習した。中学校では、公民の分野で福祉について学習した。	小学校、中学校の社会科の学習で、税金が公共施設の建設や福祉などの充実のためにも役立てられていることを児童生徒が理解でき、充実した学習ができた。	A		

番	実施事業	事業内容	25年度計画	25年度実績	25年度成果や課題	25年度達成率	26年度計画	施策推進担当課
3	教育現場における社会福祉教育の充実	児童・生徒に確かな職業観、就労感を身につけさせるための男女共同参画の視点に立った職場体験学習等の充実を図る。	小学校での体験等も踏まえて、中学校での職場体験学習を実施する。	小学校では、総合的な学習の時間で、将来の夢や様々な職業について学習をした。また、中学校では職場体験学習を行った。(9校)	様々な職業について学習をしたり、職場体験で軽工場や水産加工組合等で実際に働き、苦労や仕事への熱意を職場の方から学んだりすることで、児童生徒に勤労感を育成することができた。	A	小学校での体験等も踏まえて、中学校での職場体験学習を実施する。	学校教育課

重点的に取り組むこと2 人権に関する教育・学習における男女共同参画概念の浸透

4	人権の尊重に関する情報提供と意識の浸透	広報紙や研修会等の実施を通して人権の尊重に関する意識啓発を図る。	広報紙・ポスター等による啓発活動の実施を予定。研修会を開催し意識啓発を図る。6回の人権相談実施を予定。	広報紙・ポスター等による啓発活動を実施 街頭キャンペーン(タイヨー前にて啓発物品配布)実施 市民・市職員を対象に研修会を開催 人権相談開設(6回:市民会館)	H25年度予定事業については、全て実施し啓発がなされた。今後も継続して行っていく必要がある。	A	広報紙・ポスター等による啓発活動 研修会を開催 6回の人権相談 人権フェスタ(県委託事業) 人権の花運動(別府小学校)	総務課
5	性の尊重に関する情報提供と意識の浸透	広報紙や研修会等の実施を通して性の尊重に関する意識啓発を図る。	同上	同上	同上	A	広報紙・ポスター等による啓発活動 研修会を開催 6回の人権相談 人権フェスタ(県委託事業)	総務課
6	学校における男女共同参画社会に関する教育の推進	人権同和教育に関する教職員研修を推進する。	24年度同様、各学校において年1回以上は、人権同和教育に関する職員研修を実施する。	各学校では人権教育の年間指導計画等に基づき、県教委が作成した「なくそう差別、築こう明るい社会」を教職員の研修に活用し、資質の向上に努めた(9校)	県教委が作成した「なくそう差別、築こう明るい社会」を活用した研修を各学校で確実に行うことができているが、職員の資質向上のため、第3次取りまとめの読み合わせ等も呼びかけたい。	A	25年度同様、各学校において年1回以上は、人権同和教育に関する職員研修を実施する。	学校教育課
		人権教育啓発パンフレット等の配布と活用を図る。	24年度同様、県が発行する人権同和教育に関する啓発パンフレットの配布や、DVD資料等の活用を図る。	県教委が作成した「なくそう差別、築こう明るい社会」や「仲間づくり」のパンフレットを活用し、授業で活用したり、人権集会で活用したりして児童生徒の意識の向上に努めた。	各学校で、パンフレットを活用した授業や人権集会等の充実はなされている。今後、12月の人権週間を活用し、DVD視聴に合わせ、各校区の人権擁護委員の講話なども各学校で設定させ、児童生徒への人権への意識を高める必要がある。	A	25年度同様、県が発行する人権同和教育に関する啓発パンフレットの配布や、DVD資料等の活用を図る。	
		人権に関するポスター及び作文コンテスト等に積極的に応募するように促す。	24年度同様、各学校において、人権週間や月間にポスター、作文作成に取り組む。	8月、12月などの人権週間や月間を中心に、啓発ポスターや標語作文に取り組み意欲の向上に努めた。(9校)	児童生徒の人権意識を高めるためにも、人権ポスター、作文への取組は必要であり、今後も継続していきたい。ただ、今後、人権擁護委員と募集期間などについて連絡を密にし、更に充実させたい。	A	25年度同様、各学校において、人権週間や月間にポスター、作文作成に取り組む。	
7	幼稚園・保育園における人権教育への男女共同参画の視点の導入	幼少期における人権教育が推進されるよう事業者への啓発に努める。	各保育所に対し、幼少期における人権教育が推進されるよう啓発する。	平成25年11月のお知らせ版にチラシを掲載した。また、市ホームページ上で各保育園の保育方針等を紹介している。	平成25年11月のお知らせ版にチラシを掲載した。また、市ホームページ上で各保育園の保育方針等を紹介している。	A	各保育所に対して、幼少期における人権教育が推進されるように啓発していく。 平成26年度からは、市民ホールにも保育所案内を配布する。	福祉課
			幼稚園や保育園等に対し、男女共同参画の視点を取り入れた人権教育の実施を依頼・提案する。	直接的に幼稚園や保育園に依頼は行わなかった。	保育園や幼稚園に対し、男女共同参画の視点を持った視覚教材等の情報提供を行い、幼少期における人権教育の推進を図る。	D	幼少期における人権教育が推進されるよう、幼稚園や保育園等に対し、男女共同参画の視点を取り入れた人権教育の実施を依頼・提案していく。	企画調整課

重点的に取り組むこと3 男女共同参画の推進を担う人材の育成

8	人権問題に対する指導者養成の研修	市職員、枕崎市公民館、家庭教育学級を対象に人権教育研修会を開催し、指導的役割を担う人材の育成に努める。	参加者の目標を70名とし、広報活動を積極的に行う。	参加者 72名 講師:鎌田豊作 演題:誰もが幸せに生きるために	参加者のアンケート結果から、大変有意義な研修会であったという意見が多数あった。 次年度は、人権週間前に実施する。	A	家庭教育学級生への呼びかけと年間計画への位置づけ	生涯学習課
9	外国人に対するボランティアの育成	市内に在住する外国人に対するボランティアをはじめ、各種ボランティア活動を担う人材リストの整備を行う。	外国語ボランティアをはじめ、各種ボランティアの人材リストを作成し、要請に応じられるようにする。	ボランティア登録制度により、登録者のリストを各課において整備してもらっている。		A	外国語ボランティアをはじめ、各種ボランティアの人材リストを作成し、要請に応じられるようにする。	企画調整課
		市民活動情報を広報紙やホームページで提供する。	提供できる情報については、広報紙やホームページ等で情報提供していく。	25年度は市ホームページのほか広報紙でも外国語ボランティアなど各ボランティアの登録制度を紹介し登録者を募った。	広報紙でボランティア登録制度の紹介をした結果、新たな登録者が4名(高齢者等訪問活動)あった。今後も定期的に市民への周知を図り、ボランティア活動への参加を促していきたい	A	提供できる情報については、広報紙やホームページ等で情報提供していく。	企画調整課

番	実施事業	事業内容	25年度計画	25年度実績	25年度成果や課題	25年度達成率	26年度計画	施策推進担当課
10	女性リーダーの養成	女性が能力を発揮できる場を拡大するための女性リーダーの養成に努める。	研修会や講座等の情報提供をして、参加しやすい状況をつくる。	(1) 市主催事業はもちろん、国や県が実施する女性リーダーの育成や男女共同参画関連の研修会等の情報提供を行い参加を促した。	まくらざきハーモニーネットワーク委員会をはじめとする各種団体の会員の高齢化が進んでおり、今後は若い世代の研修会等への参加の働きかけを工夫し人材の育成を図っていく必要がある	B	研修会や講座等の情報提供をして、参加しやすい状況をつくる。また、市主催については、日程等に配慮し、あらゆる世代が参加できる環境を整える。	企画調整課
		人材に関する情報を収集し、提供する。	市内の各種団体等との情報交換を行うことで、情報を収集し、提供する。	(2) まくらざきハーモニーネットワーク委員会や市内の各種団体・個人等の情報を収集し、人材情報の問い合わせ等に対し適切に提供を行った。		B	市内の各種団体等との情報交換を行うことで、情報を収集し、提供する	
		生涯学習講座の充実に努める。	指導資格の取得者の活用を図るなど、引き続き充実に努める。	公民館講座及び自主学習グループ活動等を通して人材育成及び人材情報の把握に努めた。		B	指導資格者の掘り起こしと活用を図り、引き続き充実に努める。	生涯学習課

重点的に取り組むこと4 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し

11	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	制度や慣行についての見直しを促進するための学習機会と情報の提供に努める。	出前講座等を含め、研修会や講座の開催の情報提供をして、制度や慣行についての意識啓発を図る。	実施事業No.10 (1) のとおり。	市が主催する講座等については、より効果的なものとなるよう地域の実情に沿った内容を検討していく必要がある。また、制度や慣行についての意識啓発を図るため、男女共同参画の視点を持った視聴覚教材等をリスト化し活用を促していく。	B	出前講座等を含め、研修会や講座の開催の情報提供をして、制度や慣行についての意識啓発を図る。	企画調整課
			生涯学習におけるあらゆる機会をとらえ、制度や慣行についての見直しのための意識啓発に努める。	なし			計画なし	生涯学習課
12	職場における差別的慣行・制度についての改善するための啓発	事業主や事業所を対象に、職場における慣習の見直しとセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた研修の実施や情報の提供に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備した。	平成25年度においては市の広報紙等による広報を実施していない。平成26年度においては、厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を活用し広報紙等に掲載する。	B	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	水産商工課

重点的に取り組むこと5 すべての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

13	配偶者等に対するあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進	配偶者等からの暴力により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等にシェルター等の情報を提供し、保護に努める。	配偶者等からの暴力など緊急性のある事案が発生した場合は、警察等と連携して県女性総合相談センターへの一時保護など情報提供しながら、母子保護に努める。	平成25年度の配偶者等からの暴力による新規の保護事案はなく、前年度から継続の入所措置は1件であった。	平成25年度の配偶者等からの暴力による新規の保護事案はなく、前年度から継続の入所措置は1件であった。	A	配偶者等からの暴力など緊急性のある事案が発生した場合、警察等と連携して県女性総合相談センターへの一時保護など情報提供しながら、母子保護に努める。	福祉課
14	配偶者等からの暴力に対する支援・問題に関する相談体制の整備	電話・電子メールでの相談体制の充実に努める。	県が実施する婦人相談研修等に担当職員及び家庭相談員を参加させ、相談に対応できる体制を整えるとともに、相談機能環境の充実に努める。	相談件数は15件、うち電話相談が3件、面接相談が9件、その他3件であり、電子メールでの相談は0件であった。 市ホームページ>くらしの情報>福祉>児童福祉>家庭児童相談室ページ内で配偶者暴力等の相談先を情報提供し、また、問合せ先として社会系のメールアドレスを掲載している。	相談件数は15件、うち電話相談が3件、面接相談が9件、その他3件であり、電子メールでの相談は0件であった。 市ホームページ>くらしの情報>福祉>児童福祉>家庭児童相談室ページ内で配偶者暴力等の相談先を情報提供し、また、問合せ先として社会系のメールアドレスを掲載している。	A	県が実施する婦人相談研修等に担当職員及び家庭相談員を参加させ、相談に対応できる体制を整えるとともに、相談機能環境の充実に努める。	福祉課
		市民が気軽に利用できる各分野ごとの窓口設置に努める。	民生委員は最も身近な相談の窓口であり、民生委員には相談があったら行政へ繋いでもらうようお願いする。	最も身近な相談の窓口である民生委員への相談については、必要に応じて行政につないでもらい、適切に対応を行っている。	最も身近な相談の窓口である民生委員への相談については、必要に応じて行政につないでもらい、適切に対応を行っている。	A	民生委員は最も身近な相談の窓口であり、民生委員には相談があったら行政へ繋いでもらうようお願いする。	
15	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた研修の実施・意識啓発	職場、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための研修や広報・啓発を行う。	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に係る基本方針に基づき苦情、相談に対応していく。	平成25年度は苦情、相談等の実績はなかった。	職場におけるセクハラ防止については、今後とも基本方針に基づいて対応することとしている。	B	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に係る基本方針に基づき苦情、相談に対応していく。	総務課
			24年度同様、職員朝会や職員会議等で、繰り返しセクシュアル・ハラスメント等に関する研修を行い、意識の高揚を図る。	各学校では、教職員の服務指導に関する年間指導計画に基づき、計画的に研修を行い、特に問題は見られなかった。（学校でも教頭等がセクシュアル・ハラスメントの窓口になって相談できる体制を整えている。）	今後も服務の年間指導計画に基づき、職員朝会、職員会議、職員研修等で継続的に指導していくとともに、セクシュアルハラスメント等の未然防止のために、窓口を生かして職員の悩み等を受け止められるように各学校へも指導していきたい。	A	25年度同様、職員朝会や職員会議等で、繰り返しセクシュアル・ハラスメント等に関する研修を行い、意識の高揚を図る。	学校教育課
			職場、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための研修や広報・啓発を行う。	「男女共同参画研修会」において、妊娠出産を理由とした解雇（マタニティ・ハラスメント）等不利益を被る女性が多い現状を知り、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会の重要性に対する意識啓発を図った。 実施結果については、実施事業No.1 (2) のとおり。	国の委託事業を活用して、研修会を実施することできた。	A	職場、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための研修や広報・啓発を行う。	企画調整課

番	実施事業	事業内容	25年度計画	25年度実績	25年度成果や課題	25年度達成率	26年度計画	施策推進担当課
16	青少年の性の尊重	性教育に関する職員研修を実施する。	本年度も引き続き、全小・中学校において、性に関する指導について職員研修を実施する。今後は、教育講演会等を市で開催できるよう検討していきたい。	性に関する指導の全体計画及び年間指導計画は、全学校で作成され、計画的に基づいて特別活動等で指導されている。指導形態については、ほとんど男女共習で実施している。職員研修の実施はやや不十分である。	性に関する指導の全体計画、年間計画は全学校で作成されている。すべての学校で計画に従い、特別活動等で指導されている。身体の発育・発達時期や程度には、個人差があることを指導されている。身体の機能の成熟とともに、異性への関心が高まったりすることから異性の尊重などが必要であることを指導されている。職員研修がやや不十分であったが、担任と養護教諭のTTIによる授業の推進することが必要である。	B	本年度も引き続き全学校において、性に関する指導について職員研修を実施する。担任と養護教諭等のTTIによる授業を推進していきたい。	保健体育課
		性の商品化等の有害な環境から青少年を守る取組の強化に努める。	本年度も全小・中学校において、職員研修の充実を図る。	学校保健会での研修、児童・生徒の生活指導部や関係機関との連携をはかりながら、全学校において職員研修の充実が努めてきた。		B	性についての有害な環境から青少年を守る取組の強化に努めるために、全学校において職員研修の充実を図る。	
17	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの市民が集まる場所において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を推進する。	広報紙やホームページに掲載するほか、催しや会合時にチラシ配布及び説明の機会を設ける。 また、情報の関係先等にも情報提供を行うなど、様々な機会を活用して広報・啓発に努める。	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組として、DVの概要及び相談先を掲載したチラシをお知らせ版に綴込み市民の意識啓発を図った。 ・ホームページの「市政・サービス」男女共同参画 ページにおいて、DV防止法について紹介した。	・昨年同様パープルリボンツリーを設置し、「女性に対する暴力をなくす運動」の存在を多くの市民に印象づけることができた。 ・新たな取組として、市職員や公共施設、医療機関等にパープルリボンを配布し装着してもらうことで、暴力防止について改めて考えてもらう機会となり、意識啓発を図ることができた。 ・県の事業等を活用したDV研修会を開催し、市職員及び市民のDVに対する正しい理解を広める必要がある。また、学校関係者の参加が得られるよう、開催時期の検討を行う。	A	広報紙やホームページに掲載するほか、催しや会合時にチラシ配布及び説明の機会を設ける。また、情報の関係先等にも情報提供を行うなど、様々な機会を活用して広報・啓発に努める。	企画調整課
18	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、広報紙等を活用した広報・啓発に努める。	問題解決を暴力に頼ることがないよう、広報紙等を活用して啓発に努める。	実施事業No.17のとおり。		A	問題解決を暴力に頼ることがないよう、広報紙等を活用して啓発に努める。	企画調整課
19	広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報紙などを活用した広報・啓発を実施する。	広報紙やホームページ等を活用した広報を実施して、広く市民に対する啓発活動を行う。	実施事業No.17のとおり。		A	広報紙やホームページ等を活用した広報を実施して、広く市民に対する啓発活動を行う。	企画調整課
20	啓発用リーフレットの活用	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、国・県等が作成した啓発用リーフレットを配布する。	国・県等が作成した啓発用のチラシ等を配布する。配布にあたっては、市内企業等にも配布するよう留意する。	実施事業No.17のとおり。		A	国・県等が作成した啓発用のチラシ等を配布する。配布にあたっては、市内企業等にも配布するよう留意する。	企画調整課
21	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施する。	講演会や研修会で、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させる。	講演会は実施しなかった。		D	講演会や研修会で、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させる。	企画調整課
22	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県男女共同参画センターや近隣自治体における講演会や研修会の開催日程等の情報提供に努める。	市民に対し、県男女共同参画センターや近隣自治体における講演会等の情報提供をする。	実施事業No.10 (1) のとおり。		A	市民に対し、県男女共同参画センターや近隣自治体における講演会等の情報提供をする。	企画調整課
23	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)を中心とした広報啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)に広報啓発に取り組む。	24年度同様、パープルリボンツリーを設置するとともに、パープルリボンを無料配布することで、市民から市民への広報を促進する。	○「パープルリボンツリーの設置」 設置期間：平成25年11月12日(火)～25日(月) 設置場所：市役所正面玄関ホール ツリーの横にリボン、チラシ、相談機関カードを設置し、意識啓発を図った。 ○「パープルリボンの配布」 配布先：公共施設をはじめ、市内のスーパーや大型店舗、病院など多くの人が立ち寄り被害者の目に留まりやすい場所 様：トイレやレジ横等の手に取りやすい場所への設置または職員のリボン装着を依頼した。 パープルリボンと相談機関カードをセットにして配布した。相談機関については、市内の相談窓口があまりに身近で敬遠されることに配慮して、市外の相談機関についても周知した。		A	パープルリボンツリーを設置するとともに、パープルリボンを配布することで、市民から市民への広報を促進する。	企画調整課
24	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	デートDV防止に関する研修会等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組を推進する。	国・県等が作成した啓発用のポスター等を学校や若者が目にする場所等に設置する。	デートDVに関するポスター等の掲載依頼が国・県等からなかった。		D	デートDV防止に取り組むために、啓発活動や研修会等を実施する。	企画調整課

番	実施事業	事業内容	25年度計画	25年度実績	25年度成果や課題	25年度達成率	26年度計画	施策推進担当課
重点的に取り組むこと6 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援								
25	介護休暇制度の推進	各職場で介護休暇が取得しやすい環境をつくるため、事業主や事業所を対象に意識改革のための広報に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。 また、お知らせ版を活用し広報に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備した。	平成25年度においては市の広報紙等による広報を実施していない。平成26年度においては、厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を活用し広報紙等に掲載する。	B	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	水産商工課
26	母子保健サービスの充実	地域の現状と課題に即した母子保健、育児相談、健康教室、家庭訪問などの保健事業を行う。	定例の育児相談及び随時電話での相談の実施。 ふれあい子育てサロンの実施。 運動・精神・情緒面の発達について、経過観察となった幼児とその保護者を対象に、毎月1回、2歳児親子教室の開催。 すべての乳児のいる家庭を訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	①定例の育児相談及び随時電話での相談を実施した。 ②12回実施し、延べ448人参加があった。 ③12回実施し、実16組、延べ58人の親子の参加があった。 ④全ての乳児がいる家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」を実施した。（実績136件）	②日本赤十字社の講師を招き、幼児安全法の講話、実践を行った。 ③7組の親子において、発達相談や児童発達支援事業所の利用につながった。	A	①継続していく。 ②継続していく。 ③継続していく。 ④継続していく。	健康課
27	健康づくりの推進	各種健康診査、検診の拡充と受診体制の充実を図る。	複合健診を実施する。また同日に歯周疾患検診を5歳刻みの節目の方に実施する。	複合健診を15日間実施した。また、同日に歯周疾患検診を5歳刻みの節目の方に実施した。	肺がん検診を全地区に拡大し、受診者数の増加につながった。子宮頸がん、乳がんに関しては、脱漏検診を実施し、検診受診機会の充実を図った。	A	25年度と同様に実施する。	健康課
		生活習慣病予防教室等を実施する。	健診後の結果報告会を実施し、特定保健指導者への個別指導を行う。 ダイエットコンテストの実施。 へるすあつが体操教室の実施。 脳卒中ハイリスクの方への取組を実施する。	①特定保健指導対象者（集団）223人中、181人に対して個別指導を実施した。 ②24年度に引き続き実施し、団体（3人1組）42チーム126人、個人54人、合計42チーム180人の参加があった。 ③24回実施し、延べ1,004人の参加があった。 ④栄養・運動等の教室、講演を4回実施し、延べ32人参加があった。	①24年度までは脱漏健診で特定保健指導対象となった方の一部が、指導の機会がなかったが、25年度はグループ支援を行った。 ②男性の参加者の割合が26.3%で、また最終計測まで行った参加者の割合が71.7%であったので、これらの割合を引き上げることが課題である。 ④脳卒中ハイリスク者の台帳を作成し、健康教育の実施、又は個別に対応する必要がある。	B	①継続していく。 ②継続していく。 ③継続していく。 ④継続していく。	
		食生活改善のための栄養教室等を実施する。	特定健診受診者へのヘルシーランチ試食会の実施。 男性料理教室の実施。	①特定健診受診者に対して、ヘルシーランチ試食会を8回開催し143人の参加があった。 ②男性料理教室を43回実施し、272人の参加があった。	①参加しやすいように、土・日曜日にも開催した。	A	①継続していく。 ②継続していく。	
28	生涯スポーツの充実	各種スポーツ教室やレクリエーション活動の充実を図る。	社会体育施設の計画的な整備を進めるとともに、各種スポーツ教室を通して児童生徒の健全育成とスポーツ・レクリエーション活動の機会の拡充を図ることにより、生涯スポーツの振興を推進する。	塩浜テニスコートの人工芝張替、総合グラウンドのバックネット新設取付工事等を実施し、施設の整備充実が図られた。 各種スポーツ教室は、児童生徒の健康・体力づくりのための充実したものとなり、教室や大会等を通じて、生涯スポーツの推進を図ることができた。	平成25年度の相撲教室は、延べ284名の参加者のうち37名が女子の参加があった。また、黒潮すもう大会では、初めて団体戦の女子の部を設けたところ2校が出場した。今後は参加者が増えるかが課題である。カッター教室については、696名の参加があった。海上での競技なので天候に左右されるのが課題である。	B	25年度同様、社会体育施設の計画的な整備を進めるとともに、市民がそれぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、各種事業を計画していく。	保健体育課
重点的に取り組むこと7 性別にかかわらず多様な生活形態を支援する環境の整備								
29	男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援	男女のための生活総合講座を開催する。	各団体に年間10回程度実施するようお願いした。	24団体が年間195回実施し、延べ6,532人が参加した。	各団体に年10回程度実施する団体がある反面、10回に満たない団体もあった。	A	参加者数を増やす手立てを講ずる。	生涯学習課
30	子育て環境の整備	子育て中の人の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時保育、障害児保育等を行う。	市内の全保育所において、延長保育事業、一時預かり、障害児保育等の各事業を行う。	市内全保育園において、延長保育事業を実施して、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要への対応を図った。 （平均利用児童数4.2人/日） また、保育園に入所していない児童に対する一時保育を市内全保育園で実施した。 障害児保育事業については、市内の2園で実施した。 （該当者2人） 病児・病後児保育事業については市内1園で実施して、延べ546人の利用があった。	市内全保育園において、延長保育事業を実施して、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要への対応を図った。 （平均利用児童数4.2人/日） また、保育園に入所していない児童に対する一時保育を市内全保育園で実施した。 障害児保育事業については、市内の2園で実施した。 （該当者2人） 病児・病後児保育事業については市内1園で実施して、延べ546人の利用があった。	A	市内の全保育所において、延長保育事業、一時預かり、障害児保育等の各事業を行う。 現時点では、障害児保育事業に該当する園児はいない。	福祉課
		低学年児童を放課後に保育することで、児童の健全な育成を図る。	放課後児童クラブ（学童保育）は、立神保育園、妙見保育園、別府保育園に新たにまくらざき保育園を加えた4園及びNPO法人自然花で実施する。 また、他の3保育園でも低学年受入事業を実施する。	放課後児童クラブ（学童保育）は、立神保育園、妙見保育園、別府保育園に新たにまくらざき保育園を加えた4園で実施した。 また、他の3保育園でも低学年受入事業を実施した。	放課後児童クラブ（学童保育）は、立神保育園、妙見保育園、別府保育園、まくらざき保育園の4園で215人が利用した。	A	既存の4児童クラブのほか、富士保育園・第2ふじ保育園でそれぞれ実施している低学年児童受入れを統合し、26年度から児童クラブとして1か所（片平山児童センター）で実施する。	
		多子世帯の経済的負担を軽減するため、県の補助事業を活用し、第3子以降の子どもの保育料の軽減を図る。	多子世帯の経済的負担を軽減するため、県の補助事業を活用し第3子以降の子どもの保育料の軽減を図る。	国が定めた保育料徴収基準額に対して、市独自の保育料徴収基準額を定めて、保育料の軽減を行った。 また、多子世帯の経済的負担を軽減するため、県補助事業を活用し、第3子以降の子どもの保育料の軽減を図った。 （平成25年度軽減額：557万円）	国が定めた保育料徴収基準額に対して、市独自の保育料徴収基準額を定めて、保育料の軽減を行った。 また、多子世帯の経済的負担を軽減するため、県補助事業を活用し、第3子以降の子どもの保育料の軽減を図った。 （平成25年度軽減額：557万円）	A	多子世帯の経済的負担を軽減するため、県補助事業を活用して、第3子以降の子どもの保育料の軽減を図る。	

番	実施事業	事業内容	25年度計画	25年度実績	25年度成果や課題	25年度達成率	26年度計画	施策推進担当課
30	子育て環境の整備	母子保健推進員、食生活改善推進員との連携をとり、各種健康診査、相談事業の充実を図る。	定期的な研修会を実施し、母子保健の通知書配布と受診勧奨を行う。乳児健診時に離乳食を提供する。	定期的な研修会を実施し、検診通知配布と受診勧奨を行った。乳児健診時に離乳食を提供した。	乳幼児健診受診率は約97～99%であった。	A	継続していく。	健康課
		職場、家庭、地域等における慣行、しきたりの見直しの促進を図るための意識啓発に努める。	冊子「子育て応援まくらぎ」に父親の子育て体験談をのせる。	子育て中の父親から、育児の体験談を集め、「子育て応援まくらぎ」に掲載した。		A	継続していく。	
31	子育て支援サービスの充実	地域が協働して子育てを支援できるよう、地域子育て支援センター事業を行う。	地域子育て支援センター事業を札幌市子育て支援センター（立神保育園）において実施し、また、新規事業として、子育て援助活動支援事業を札幌市子育てサポートセンター（NPO法人自然花）において実施する。	地域子育て支援センター事業を札幌市子育て支援センター（立神保育園）において実施し、また、新規事業として、子育て援助活動支援事業を札幌市子育てサポートセンター（NPO法人自然花）において実施した。	新規事業の子育て援助活動支援事業については、25年度末で会員数が100人を超えたが、利用数がなかなか増えていないので、周知が必要である。	B	事業開始から2年目となるので、会員（特に提供会員）の増加だけでなく、利用実績を増やしていくよう広報等周知を図る。	福祉課
		子育て支援センターの依頼により、育児相談を実施する。各保育園及び幼稚園と連携し、気になるケースの情報交換を実施する。	子育て支援センターの依頼により、育児相談を実施する。各保育園、幼稚園と情報交換を実施した。	子育て支援センターの依頼により、健康教育、育児相談を実施した。各保育園、幼稚園と情報交換を実施した。	発達の違いや偏りのある児の早期発見や支援の充実に成果があった。	A	継続していく。	健康課
		子育て中の人の孤立化や不安を解消するため、育児に関する相談を行う。	札幌市子育て支援センター及び各保育園において、育児に関する相談を行う。	札幌市子育て支援センター及び各保育園において、育児に関する相談を行った。（支援センター相談延数 59人）	札幌市子育て支援センターの利用拡大のため、広報等で周知を図りたい。	B	札幌市子育て支援センター及び各保育園において、育児に関する相談を行う。	福祉課
		母子健康手帳・乳幼児健診・家庭訪問時に育児等に関する相談を実施する。	母子健康手帳交付128人、乳幼児健診育児相談575人、家庭訪問での相談186人であった。		各事業の対象者全てに対して、相談を行った。	A	継続していく。	健康課
		「児童虐待防止月間」に国が作成した啓発用ポスターの掲示とリーフレットを配布する。	11月の児童虐待防止推進月間には、ポスター、チラシを各保育園、関係機関に配布するとともにお知らせ版にもチラシを綴込み、周知を図る。また、児童相談所へつながる全国共通ダイヤルカードの配布も行い周知を図る。	11月の児童虐待防止推進月間には、ポスター、チラシを各保育園、関係機関に配布するとともにお知らせ版にもチラシを綴込み、周知を図った。また、児童相談所へつながる全国共通ダイヤルカードの配布も行い周知を図った。	11月の児童虐待防止推進月間には、ポスター、チラシを各保育園、関係機関に配布するとともにお知らせ版にもチラシを綴込み、周知を図った。また、児童相談所へつながる全国共通ダイヤルカードの配布も行い周知を図った。	A	福祉課	
		乳幼児健診等の場における虐待の早期発見に努める。	乳幼児健診時、身長・体重測定や医師の診察時に虐待によるあざ等の有無の確認や、健診票の虐待の項目を確認し、早期発見に努める。	計測や医師診察時にあざ等の有無を確認した。	虐待を疑うような事例はなかった。	A	健康課	
学校週5日制に伴う子どもたちの休日の過ごし方への支援として体験活動の広報に努める。	体験活動カレンダーの作成及び配布や市ホームページを活用した情報提供を行う。	市内各施設での子ども向けの行事を集約し、3ヶ月に1回、体験活動カレンダーを作成・配布した。学校を通して児童生徒及び家庭に広報し、体験活動の周知・提供を図った。体験活動カレンダーは、市のホームページからダウンロードできるようにした。	まくらぎっ子育成プランを夏季休業前の時期に、全保護者に対し配付し理解と協力を求めた。特に子どもたちの体験活動の必要性については、保護者を含め大人の側に理解を求めめる方策が必要である。	A	生涯学習課			
32	高齢者への生きがいがづくりの支援	子どもと老人との交流の場を提供する。	引き続き、単位老人クラブや各校区老人クラブ連合会へ呼びかけ、世代間交流を図っていく。	単位老人クラブ3クラブや各校区老人クラブ連合会3連合会が各地区や各校区で昔の暮らし体験学習など交流を図ってきた。参加者子供282人、高齢者122人、合計404人が参加した。	老人クラブ数の減少と会員数の減少が課題である。	B	引き続き、単位老人クラブや各校区老人クラブ連合会へ呼びかけ、世代間交流を図っていく。	福祉課
		シルバー人材センターの充実を図る。	運営費の補助を実施し、短期的就業の場を提供する当該センターの充実を図る。	運営費の補助7,100千円を実施し、短期的就業の場を提供する当該センターの充実を図った。平成25年度未会員274名いる。		A	運営費の補助を実施し、短期的就業の場を提供する当該センターの充実を図る。	
		高齢者の学習機会充実を図る。	各校区での高齢者学級の開催や老人クラブと連携した合同学習会を開催する。	合同学習会を2回実施し、延べ266人が参加した。	男性の参加者が少ないので、参加を促していきたい。	A	小中学生との交流を積極的に行う。	生涯学習課
33	介護保険サービスの充実	介護保険情報提供・相談窓口の運営に努める。	広報や老人クラブ等への会への出席を通じてPR活動や周知を図る。	窓口での市民や居宅介護支援事業所へパンフレットの配布や市老人クラブ連合会総会への出席及びホームページなどの広報を通じてPR活動を行った。		A	広報や老人クラブ等への会への出席を通じてPR活動や周知を図る。	福祉課
		介護関連施設の整備の充実を図る。	平成25年度に介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の増床を図る。また、認知症グループホームのスプリンクラー整備を図る。	H24地域密着型施設整備補助金（明線分）で特別養護老人ホームを20床整備し、H25.8開設した。また、認知症グループホーム一施設のスプリンクラー整備を図った。	他県で認知症グループホームで火災があり、厚生労働省としてもグループホームのスプリンクラー整備には力を入れておりH25で当市にあるグループホームもすべてスプリンクラー整備ができた。	A	県と協議しながら公的介護施設のスプリンクラー整備を図る。	

番	実施事業	事業内容	25年度計画	25年度実績	25年度成果や課題	25年度達成率	26年度計画	施策推進担当課
重点的に取り組むこと8 仕事と生活の調和を図るための環境の整備								
34	男女の均等な機会と待遇を確保する就労環境の整備	男女雇用機会均等法の周知徹底など事業所に対する積極的な情報提供を行う。 事業主や雇用者等を対象とした研修会を提供する。 女性の労働環境の整備に関する意識啓発に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備した。	平成25年度においては市の広報紙等による広報を実施していない。平成26年度においては、厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を活用し広報紙等に掲載する。	B	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	水産商工課
35	育児休業制度の推進	育児休業制度の普及に向けた情報提供に努める。 各職場で育児休暇が取得しやすい環境をつくるため事業所や雇用者に対して、リーフレット等や広報紙による意識啓発に努める。 育児休業後に職場復帰しやすい環境づくりを推進する。 子育て中の短縮勤務制度の普及活動に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。 リーフレット等の設置箇所の検討も行う。 また、お知らせ版を活用し広報に努める。	厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備した。	平成25年度においては市の広報紙等による広報を実施していない。平成26年度においては、厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を活用し広報紙等に掲載する。	B	引き続き厚生労働省や労働局が作成し送付されるリーフレット等を、市民ホールや担当課（出先機関）のある水産センターに常備する。また、お知らせ版を活用し広報に努める。	水産商工課
36	農林水産・商工業・自営業における男女共同参画の視点に立った環境整備	家族経営協定における男女の就労条件の改善整備に取り組む。	農業委員や関係機関と連携し啓発していく。 目標新規締結：1組 見直し：1組	農業関連の申請に来庁する女性農業者に対し協定の趣旨を説明し締結をすすめた。 新規締結：2組	協定書作成の協力を行った。	A	農業委員や関係機関と連携し啓発していく。 目標新規締結：1組 見直し：1組	農業委員会
		男女の生産技術経営能力を高める研修の充実を図る。	女性会員にも研修会への参加を呼びかけ、会員の資質の向上を目指す。	桜馬場地区農産物出荷協議会において、農産物の生産技術、経営能力の向上を目指し15人の女性会員が研修会に参加した。（27人参加）	女性会員が先進地研修に参加することにより、農作物の包装方法（見栄え）や陳列棚での並べ方などに主婦の感性を活かした消費者目線での出荷・販売に結びつけることができた。	A	女性会員にも先進地研修への参加を呼びかけ、会員の資質向上を目指す。	農政課
重点的に取り組むこと9 政策・方針決定への男女共同参画の推進								
37	各種審議会への女性委員の積極的登用	女性委員の比率目標を30%以上とした積極的な登用を推進する。 意思決定の場における女性の参画の推進を図る。	報酬条例に定める委員のうち、総務課が主管となるものにあたっては、その選任・補充について女性の任命に努める。	行政改革推進委員会の新たな委員委嘱を平成26年2月に行い、委員10人中女性委員2人を委嘱した。【行政改革推進係】 特別職報酬等審議会の新たな委員委嘱を平成26年2月に行い、委員10人中2人を委嘱した。【職員係】	平成26年2月14日に行政改革推進委員会を開催し、女性委員からも積極的な意見・提言をいただいた。【行政改革推進係】 平成26年2月14日特別職報酬等審議会を開催し、女性委員からも積極的な意見・要望をいただいた。【職員係】	B	報酬条例に定める委員のうち、総務課が主管となるものにあたっては、その選任・補充について女性の任命に努める。	総務課
38	女性の提言機会の提供	市長と語る女性の集い等女性の意見を市政に反映させる場を提供する。	市内企業や各種団体等からの要望に応じ、語る会の開催を実施するなど女性の提言機会の場を設ける。	開催がなかった。	女性の意見を市政に反映させる場を提供するため、語る会の実施に向けて、関係課と連携を取りながら市内企業や各種団体等への開催の呼びかけを行う。	D	市内企業や各種団体等との語る会の開催を実施するなど女性の提言機会の場を設ける。	企画調整課
重点的に取り組むこと10 地域生活の実感に根ざした多様な個人・主体の参画による協働の地域づくりの実践に向けて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくり								
39	生涯学習における住民自治意識の啓発	生涯学習におけるあらゆる機会をとらえ、地域活動における男女共同参画の重要性を啓発していく。	生涯学習におけるあらゆる機会をとらえ、地域活動における男女共同参画の重要性を啓発していく。	関係団体との会合等において、地域活動における男女共同参画の重要性の啓発に努めた。	関係団体に女性が少ない。	C	関係団体に女性の登用を依頼する。	生涯学習課
40	地域活動への若年層の参加の意識啓発	地域活動に積極的に若い人たちが参加できる場を提供するよう意識の啓発をする。	生涯学習におけるあらゆる機会をとらえ、地域活動への参加を啓発する。	関係団体との会合等において、地域活動への参加を啓発した。	関係団体に若年層が少ない。	C	関係団体に若年層の登用を依頼する。	生涯学習課
		若年層の地域貢献への意識の啓発をする。	生涯学習におけるあらゆる機会をとらえ、地域貢献への意識の啓発をする。					

番	実施事業	事業内容	25年度計画	25年度実績	25年度成果や課題	25年度達成率	26年度計画	施策推進担当課
41	女性の視点から見る防災・災害復興に関する教育の推進	女性の視点を反映させた避難所運営を推進する。	25年度の防災会議には、新たに女性を任命し、会議メンバーに入れる予定。 また、防災訓練での避難所運営訓練を実施する予定。	平成25年度より防災会議に女性を任命した。(13人中1名)	防災訓練において避難住民等に対する炊き出し訓練を実施した。	B	引き続き、防災会議に女性委員を任命し、防災訓練での参加を促す。	総務課
		多様な女性のニーズに応じた支援に努める。	防災・災害復興担当課に対し、計画策定や訓練等の事業推進に際し女性が意見・提言を行う機会の提供を依頼する。	平成25年8月、防災・災害復興担当課において市地域防災計画の修正を行う際、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(H25.5月内閣府)」で示された女性の参画や男女双方の視点の配慮に関する記述を盛り込むよう依頼した。 また、市防災訓練時にまくらざきハーモニーネットワーク委員会と自治公民館の参加者として炊き出し訓練を行った。	・市地域防災計画に、男女共同参画の視点に立った内容が盛り込まれたこと、また、市防災訓練において、まくらざきハーモニーネットワーク委員会代表が打ち合わせに参加し、女性の立場からの発言を行ったことは成果であった。	A	防災・災害復興担当課に対し、計画策定や訓練等の事業推進に際し女性が意見・提言を行う機会の提供を依頼する。	企画調整課
		災害時におけるDV防止のための取り組みを推進する。	同上	同上	同上	A	同上	
重点的に取り組むこと11 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備								
42	国・県・近隣自治体・関係機関との連携	国・県・近隣自治体・関係機関との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行う。	国・県・近隣市町村の情報は積極的に周知協力を行うとともに、本市の情報も近隣市町村等に対し発信していく。	「男女共同参画研修会」や「まくらざきハーモニーフェスティバル」の開催を近隣市町村や県等に案内した	国の補助事業(アドバイザー派遣)の活用により研修等に取り組み、近隣市の参加を得ることで協力体制を強化することができた	A	国・県・近隣市町村の情報は積極的に周知協力を行うとともに、本市の情報も近隣市町村等に対し発信していく。	企画調整課
43	男女共同参画推進懇話会の機能発揮	男女共同参画を推進するために必要な事項を調査審議し、本計画の進捗状況についての評価を行うなど懇話会の機能が十分発揮できるように努める。	第2次枕崎市男女共同参画プラン年次報告調査審議によって、本プランの進捗状況についての評価を行うなど懇話会の機能が十分発揮できるように努める。 また、委員による自主勉強会に係る事務を担う。	「会議の開催」(2回) ・第1回:平成25年4月17日(水) 会議に先立ち委嘱状交付 (1) 役員選出 (2) 今年度の取組について (3) 第2次枕崎市男女共同参画プランの平成24年度実績及び平成25年度実施計画について ・第2回:平成25年10月18日(金) (1) 第2次枕崎市男女共同参画プラン実施状況に対する意見のまとめ (2) 今後の取組について 会議で審議した結果を提言書にまとめ市長へ提出。 「自主勉強会の開催」(3回) ・第1回:平成25年6月25日(火)男女共同参画の総論について ・特別会:平成25年8月1日(木)男女共同参画社会基本法の理念について	24年度の取組概要及び成果・課題等に対する市民の立場からの意見聴取を行い、平成24年度実施状況報告書に男女共同参画推進懇話会からの意見として記載し、また、出された意見を提言書にまとめ市長に提出した。	A	第2次枕崎市男女共同参画プラン年次報告の調査審議によって、本プランの進捗状況についての評価を行ってもらう。 また、委員による自主勉強会に係る事務を担う。	企画調整課
44	男女共同参画推進委員会の機能発揮	市が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的かつ計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画推進委員会の機能の発揮を図る。	男女共同参画推進委員会の機能発揮のために、研修会・講座等にも積極的に参加するように働きかける。	「男女共同参画研修会」は職員研修の一環も兼ね、職員にも参加を呼びかけ28名(男性12名、女性16名)の参加があった。 推進委員会の開催はなし。 ※定期開催ではなく、必要時招集する。	ワーク・ライフ・バランスをテーマに開催した男女共同参画研修会に多くの男性職員の参加があったのは成果であった。	A	男女共同参画推進委員会の機能発揮のために、研修会・講座等にも積極的に参加するように働きかける。	企画調整課
45	男女共同参画推進担当課の機能発揮	男女共同参画推進担当課は、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っている。「男女共同参画プラン」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画推進懇話会」「男女共同参画推進委員会」の機能発揮のために事務局機能を果たす。	(1) プランの進行管理を行う。 (2) 男女共同参画推進懇話会の会議及び勉強会に係る事務を担う。 (3) 必要時、男女共同参画推進委員会を開催する。	(1) 第2次枕崎市男女共同参画プランの24年度実績を、取組概要及び成果・課題としてまとめ男女共同参画推進懇話会へ報告を行った。報告に対する委員への意見聴取を行い、平成24年度実施状況報告書としてまとめ公表した。 (2) 男女共同参画推進懇話会の会議及び勉強会開催における日程調整及び開催案内、会議資料調整等事務局としての役割を担った。 (3) 男女共同参画推進委員会の開催はなかった。(必要時招集)	実施事業No.43のとおり	A	(1) プランの進行管理を行う。 (2) 男女共同参画推進懇話会の会議及び勉強会に係る事務を担う。 (3) 必要時、男女共同参画推進委員会を開催する	企画調整課
46	県地域推進委員との連携	県地域推進委員の継続的な学びをサポートし、推進員と連携して地域に根ざした広報・啓発活動に取り組む。	枕崎市男女共同参画推進懇話会の勉強会や国・県等が実施する研修会等への案内を行う。また、本市が主催する関連事業等に対し、積極的に協力を依頼する。	男女共同参画推進懇話会の勉強会開催の案内や市が主催する関連事業への参加を依頼した。	市が主催する講座等に地域推進員の積極的な参加があり、発言等を行うことで他の参加者への意識の啓発につながった。	A	枕崎市男女共同参画推進懇話会の勉強会や国・県等が実施する研修会等への案内を行う。また、本市が主催する関連事業等に対し、積極的に協力を依頼する。	企画調整課
47	「男女共同参画プラン」の進行管理	「男女共同参画プラン」に位置づけた施策・事業の進捗よく状況を的確に把握するために、定期的に進捗よく状況調査を実施し、計画の点検・評価を行う。	実施事業No.45(1)のとおり	実施事業No.45(1)のとおり	実施事業No.43のとおり	A	実施事業No.45(1)のとおり	企画調整課

番	実施事業	事業内容	25年度計画	25年度実績	25年度成果や課題	25年度達成率	26年度計画	施策推進担当課
48	情報収集提供	男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、市民に提供する。	男女共同参画に関するあらゆる情報を積極的に収集し、市民に情報の提供をする。	実施事業No.10のほか、ハーモニーフェスティバルの来場者に内閣府男女共同参画局発行「ひとりひとりが幸せな社会のために～男女共同参画社会の実現を目指して～25年版」を配布し、男女共同参画の概要等の情報提供を行った。	今後の取組として、市主催の講座や研修会については、ホームページ等で報告を行い広く市民に周知していくことも重要である。	A	男女共同参画に関するあらゆる情報を積極的に収集し、市民に情報の提供をする。	企画調整課
49	施策策定等に当たったの配慮	男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も、結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼす場合がある。市が施策を企画立案し、事業を実施するあらゆる場面で男女共同参画の視点に配慮する。	全ての施策において事業を実施していく中で、男女共同参画の視点に配慮して企画・立案するようにする。	全ての施策において事業を実施していく中で、男女共同参画の視点に配慮して企画・立案するよう努め、また、関係課にも必要に応じて啓発を行った。	所管外の施策においても、男女共同参画の視点に配慮した取組となるよう男女共同参画推進担当課としての役割を果たしていく。	A	全ての施策において事業を実施していく中で、男女共同参画の視点に配慮して企画・立案するようにする。	企画調整課
			24年度同様、事業を実施するあらゆる場面で男女共同参画の視点に配慮するよう努める。	予算編成等において男女共同参画の視点に配慮するよう努めた。		A	25年度と同	財政課
			社会福祉施策等の企画立案及び事業実施において、あらゆる場面で男女共同参画の視点に配慮するように努める。	次世代育成支援対策・障害福祉・老人福祉・介護保険等の事業計画の策定委員及び民生委員推薦会等の審議会委員への女性登用を推進して、男女共同参画の視点に配慮するように努めている。	次世代育成支援対策・障害福祉・老人福祉・介護保険等の事業計画の策定委員及び民生委員推薦会等の審議会委員への女性登用を推進して、男女共同参画の視点に配慮するように努めている。	A	社会福祉施策等の企画立案及び事業実施において、あらゆる場面で男女共同参画の視点に配慮するように努める。	福祉課
			女性委員は、県職員が異動により1名減となっている。3割を満たすように対応したい。	人・農地プランの検討委員会7名に女性委員2名を入れ、女性登用の推進を図った。	人・農地プランの検討委員会7名に女性委員2名を入れ、女性委員を増やしたことで、女性の立場からの様々な見解、意見が生かされ、それぞれの運営に反映された。	A	人・農地プランの検討委員会に女性委員を複数入れることで、女性の感性を入れたプラン作成とする。	農政課
			今後も引き続き、女性委員の登用について可能な限り専任・補助に努める。	24年度に図書館協議会委員6名中、2名から3名に女性委員の増を図り、25年度も引き続き登用している。南浜館運営協議会委員7名中に3名の女性委員に委嘱している。	女性委員を増やしたことで、女性の立場からの様々な見解、意見が生かされ、それぞれの運営に反映された。	A	今後も引き続き、女性委員の登用について可能な限り専任・補助に努める。	文化課
			選挙人の政治意識を高めるよう常時啓発に努め、明るい選挙の実現をはかるために、枕崎市明るい選挙推進協議会の委員として市内女性層の方々にも組織に参加してもらう。	枕崎市明るい選挙推進協議会 総会（平成25年7月10日） 参議院議員通常選挙の投票率の向上のため同協議会委員により啓発物資の配布を行う。（平成25年7月10日 参加委員12名（うち女性4名）） 枕崎市長選挙における明るい選挙推進のため、同協議会委員による選挙事務所訪問を行う。（平成26年1月14日参加委員11名（うち女性3名））	女性委員も参加し、市民に選挙啓発を行うことができたが、投票率の向上に結びつかなかった。投票率の向上のために、若者や女性への啓発が重要と思われた。	B	平成25年7月執行の農業委員会委員選挙、平成27年4月上旬執行予定の県議会、市議会議員選挙の事前に選挙啓発等を実施する。若年層（20歳代）や女性層への啓発を強化し、投票率の向上につなげる。	選挙管理委員会
			病院事業施策等の企画立案及び事業実施において、あらゆる場面で男女共同参画の視点に配慮するように努める。	該当事業なし			病院事業施策等の企画立案及び事業実施において、あらゆる場面で男女共同参画の視点に配慮するように努める。	市立病院